

## 質問に対する回答について

番号	対象入札	質問内容	回答日	回答内容
1	庁用器具 (共同工房)	『メーカーが発行する「後継機種についての確認書(様式問わず)」を提出し、職員の確認を受けること。』とあるが、メーカー(または取扱い卸事業者)が発行するカタログや見積書など、仕様書の器具リストに記載の後継機種であることが確認できるもので代替してよいか。	R4.1.24	後継機種(後継の型番)であることが確認できる資料であれば問題はないので、カタログや見積書でその旨が分かれば良い。
2				
3				
4				
5				